

議案第120号

久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成22年久喜市条例第148号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般廃棄物(し尿)(以下「し尿」という。)」を「一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)(以下「し尿等」という。)」に改める。

第2条並びに第3条第1項及び第2項中「し尿」を「し尿等」に改める。

第4条の見出し中「し尿処理手数料」を「し尿等処理手数料」に改め、同条第1項中「し尿」を「し尿等」に改める。

第5条中「し尿」を「し尿等」に改める。

第6条第2項中「し尿処理業者」を「し尿等処理業者」に改める。

第7条中「し尿処理委託業者」を「し尿等処理委託業者」に、「し尿処理業者」を「し尿等処理業者」に改める。

別表第2を次のように改める。

種別	取扱い区分		手数料
し尿	定額制	普通世帯	基本料金(世帯割) 月額 380円 人数割 1人月額 330円
	従量制	事務所、事業所、その他の施設及び普通世帯であって定額制が適当でない場合	基本料金(施設割) 月額 380円 従量割 36リットル 330円
浄化槽汚泥	処分のみを行うもの		1キロリットル 200円

別表第2備考1中「し尿」を「し尿等」に改め、同表備考に次のように加える。

- 3 し尿(従量制)の手数料を算出する基礎となる数量が36リットル未満のときは36リットルとし、36リットルを超えるときは36リットルごとに計算する。
- 4 浄化槽汚泥の手数料を算出する基礎となる数量が1キロリットル未満のときは1キロリットルとし、1キロリットルを超えるときは1キロリットル未満の端数を四捨五入して計算する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

浄化槽汚泥の処分のみを行うものについて、手数料を新設したいので、この案を提出するものであります。